

入札説明書

松山市では、市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ると同時に経費削減及び歳入を確保するため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施する。入札に参加する者は、この入札説明書をよく読み、次の各事項を承知したうえで参加するものとする。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

財産名称	所在地	貸付面積	貸付箇所	台数
冠山駐車場	松山市道後湯之町4番30号	1,190 cm^2 × 900 cm^2 = 1.07 m^2	屋外	1台

※貸付箇所については、別紙平面図を参照のこと。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(募集要項4(3)のとおり、延長の場合あり。ただし、最長でも令和13年3月31日まで。)

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては松山市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては松山市内で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 松山市税を滞納していないこと。
- (7) 設置日は、令和8年4月1日(水)以降とし、日時は松山市と事前に調整すること。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年1月23日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間
(ただし、土日及び祝日を除く。)

(2) 提出場所

松山市道後湯之町4番30号 道後温泉冠山事務所
松山市産業経済部道後温泉事務所（電話089-907-5554）

(3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明書（市町発行のもの）		○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	確定申告書（写）		○
⑤	松山市税の完納証明書	○	○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※③、⑤、⑥は発行後3か月以内の原本とする。

4 入札参加資格の確認等

上記3(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月12日（木）までに、申請者あてに結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

5 入札及び開札の日時及び場所

入札名：自動販売機設置場所貸付（冠山駐車場）

日 時：令和8年2月19日（木）10：00から

場 所：松山市道後湯之町19番22号 道後温泉椿の湯 2F会議室

※近隣の駐車場に駐車いただかずか、公共交通機関でお越しください。

6 入札方法等

(1) 入札書に記載する数字と売上手数料率

- ① 入札書に記載する数字は整数（小数不可）とし、売上手数料率の単位は「%」とする。
- ② 自動販売機の総売上金額（消費税及び地方消費税込）に入札書に記載する売上手数料率を乗じた額を毎月市に納付することとする。
- ③ 酒類を除く飲料とタオルそれぞれの売上手数料を記載する。

(2) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(3) 再度の入札

- ① 1回目の入札で落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度入札を行う。
- ② 再度の入札は1回限りとする。
- ③ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(4) 隨意契約の交渉

再度の入札を行っても、落札者がいない場合は入札を打切り後、参加者の中で最も高い売上手数料率(%)を提示したものと一度限りの随意契約の交渉を行う。

(5) その他

提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引換え又は撤回することはできない。

7 入札保証金

免除する。

8 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格がない者がした入札
- ② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合も含む。）
- ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ④ 不正行為による入札
- ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥ 記名押印を欠く入札及び割合を訂正した入札
- ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑨ その他入札に関する条例規則に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となつた者は、再度の入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

- (1) 市が定める酒類を除く飲料、タオルそれぞれの「予定価格（市が予定する売上手数料率）」以上で最も高い売上手数料率をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、酒類を除く飲料の割合が高い者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、抽選で決定する。

10 契約

- (1) 落札者は、令和8年3月下旬までに契約書に記名押印のうえ印紙を貼付して募集要項10の場所に提出する。なお、印紙代は落札者の負担とする。

(2) 落札者が契約を締結しない場合（上記(1)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。

1.1 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、松山市契約規則、松山市財務会計規則の定めるところによる。